

2015年4月9日
逗子市

平成27年逗子市議会第2回臨時会の招集について
平成27年4月14日開会予定の第2回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 議案

- ・議案第40号 専決処分の承認について（逗子市国民健康保険条例の一部改正について）

（国保健康課）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い、所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度及び医療に要する費用を市町村が共同で負担する交付金事業について、平成27年度から恒久化されることとなり、平成27年4月1日から施行となることから、逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分し、これを議会に報告し、承認を求めるもの

- ・議案第41号 専決処分の承認について（逗子市市税条例等の一部改正について）

（課税課）

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、法人の市民税均等割の基準の見直し等、二輪車等の税率引上げの1年延長及び環境への負担が少ない軽自動車を対象とした税率の特例措置を規定するとともに、固定資産税の減額割合を規定するほか、用途変更宅地等に対する固定資産税及び都市計画税について従来からの算定方式である「みなし課税方式」を引き続き採用することから、逗子市市税条例等の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分し、これを議会に報告し、承認を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 (代表)
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111 (代表)